

平成19年 2 月

民生文教委員会会議録

平成19年 3 月 9 日（金曜日）

午前10時00分から

午後 3 時39分まで

市役所 第 1 会議室

出席委員（ 5 名）

委員長 本 多 克 郎 君 副委員長 福 富 勉 君
住 野 龍之介 君 東 海 孝 年 君
堀 江 正 栄 君

欠席委員（なし）

職務のため出席した事務局職員の職・氏名

次 長 補 佐 後 藤 裕 君

+

説明のため出席した者の職・氏名

民生部長	小 川 正 美 君	学校教育部長	長谷川 隆 司 君
生涯学習部長	鈴 木 勝 彦 君	市民課長	兼 松 幸 男 君
福祉課長	加 納 久 司 君	こども未来課長	安 藤 迪 子 君
長寿社会課長	伊 藤 直 之 君	長寿社会課主幹	高 木 俊 彦 君
健康推進課長	鈴 木 正 文 君	庶務課長	小 島 豊 光 君
指導課長	滝 誠 君	指導課主幹	田 中 康 史 君
生涯学習課長	落 合 律 子 君	市民体育課長	兼 松 潔 君
文化財課長	山 田 礎 君	図書館長	紀 藤 律 子 君

付託議案

第11号議案 犬山市心身障害児通園通学費支給条例等の一部改正について

第12号議案 犬山市保育の実施に係る保育料及び利用料の徴収に関する条例の一部改正
について

第16号議案 丹葉地方教育事務協議会規約の変更について

第18号議案 平成19年度犬山市一般会計予算

第 1 条の第 1 表 歳入歳出予算中

歳 入 民生文教委員会の所管に属する歳入

歳 出 2 款 総務費 (3 項戸籍住民基本台帳費並びに 5 項統計調査費のうち 2 目人口動態調査費、 3 目人口動向調査費及び 5 目教育統計費)

3 款 民生費

4 款 衛生費 (1 項保健衛生費のうち 1 目保健衛生総務費中 28 節繰出金及び 7 目環境保全費並びに 2 項清掃費を除く)

9 款 教育費

第19号議案 平成19年度犬山市国民健康保険特別会計予算

第22号議案 平成19年度犬山市岡部育英事業特別会計予算

第23号議案 平成19年度犬山市相馬育英事業特別会計予算

第25号議案 平成19年度犬山市老人保健特別会計予算

第27号議案 平成19年度犬山市教育振興事業特別会計予算

第29号議案 平成19年度犬山市介護保険特別会計予算

第31号議案 平成18年度犬山市一般会計補正予算 (第 5 号)

第 1 条の第 1 表 歳入歳出予算補正中

歳 入 民生文教委員会の所管に属する歳入

歳 出 3 款 民生費

4 款 衛生費 (1 項保健衛生費のうち 7 目環境保全費及び 2 項清掃費を除く)

9 款 教育費

第 3 条の第 3 表 繰越明許費補正中

3 款 民生費

第34号議案 平成18年度犬山市老人保健特別会計補正予算 (第 1 号)

第37号議案 平成18年度犬山市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)

諮問第 1 号 人権擁護委員の推せんについて

午前10時00分 開議

本多委員長 ただいまの出席委員は5名でございます。

定足数に達しておりますので、直ちに民生文教委員会を開催いたします。

本委員会に付託されました案件は、付託議案一覧表に記載のとおりでございます。第11号議案 犬山市心身障害児通園通学費支給条例等の一部改正について、第12号議案 犬山市保育の実施に係る保育料及び利用料の徴収に関する条例の一部改正について、第16号議案 丹波地方教育事務協議会規約の変更について、第18号議案 平成19年度犬山市一般会計予算、第1条の第1表 歳入歳出予算中、歳入 民生文教委員会の所管に属する歳入、歳出 2款 総務費（3項戸籍住民基本台帳費並びに5項統計調査費のうち2目人口動態調査費、3目人口動向調査費及び5目教育統計費）、3款民生費、4款衛生費（1項保健衛生費のうち1目保健衛生総務費中28節繰出金及び7目環境保全費並びに2項清掃費を除く）、9款教育費、第19号議案 平成19年度犬山市国民健康保険特別会計予算、第22号議案 平成19年度犬山市岡部育英事業特別会計予算、第23号議案 平成19年度犬山市相馬育英事業特別会計予算、第25号議案 平成19年度犬山市老人保健特別会計予算、第27号議案 平成19年度犬山市教育振興事業特別会計予算、第29号議案 平成19年度犬山市介護保険特別会計予算、第31号議案 平成18年度犬山市一般会計補正予算（第5号）、第1条の第1表 歳入歳出予算補正中、歳入 民生文教委員会の所管に属する歳入、歳出 3款民生費、4款衛生費（1項保健衛生費のうち7目環境保全費及び2項清掃費を除く）、9款教育費、第3条の第3表 繰越明許費補正中、3款民生費、第34号議案 平成18年度犬山市老人保健特別会計補正予算（第1号）、第37号議案 平成18年度犬山市介護保険特別会計補正予算（第3号）、諮問第1号 人権擁護委員の推せんについて、であります。

お諮りいたします。

付託議案審査の方法については、まず1議案ごとに当局の説明を受け、その都度質疑を行いたいと思います。全議案の質疑終了後、討論・採決を行いたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長 異議なしと認め、1議案ごとに当局の説明を受け、その後質疑を行います。

最初に、第11号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

滝指導課長。

滝指導課長（第11号議案説明）

本多委員長 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

ご発言を求めます。

東海委員。

東海委員 これは国の方の法の名称変更なわけですが、特別支援学校というふうな名称にされた経緯というのは何かありますか、その点、わかればお答えください。

本多委員長 滝指導課長。

滝指導課長 正しいかどうかわかりませんが、要は、学校の中でも、一般学校の中でもそうでありませけれども、これまで特殊学級というふうに申しましたものを、特別支援学級というふうに、名称変更がされてきたわけです。と申しますのは、障害の種類が多種にわたってきておると、例えば一般学級の中におりまして、LDだとか、ADHDというような特別支援の必要な子どもたちがおります。したがって、例えば、体の一部分のここがどうこうということではなくて、もっと幅広い障害をとらえていこうと、そして幅広い支援をしていこうというような観点から名称変更がなされたものというふうに考えております。

以上でございます。

本多委員長 他にございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

本多委員長 質疑なしと認め、第11号議案に対する質疑は終わります。

続いて、第12号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

安藤こども未来課長。

安藤こども未来課長（第12号議案説明）

本多委員長 当局説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

ご発言を求めます。

堀江委員。

堀江委員 今度から幼稚園とか、ほかの幼稚園を含めてそういう対象になるということですが、今まで、保育園でしたら大抵皆さんわかると思うんですよね。だけど、今度対象になる人というんですかね、どのくらいになって、そしてまた予算的にもどのくらいを予定してるということがわかれば説明してほしいと思います。

本多委員長 安藤こども未来課長。

安藤こども未来課長 今、3人目のお子さんということについては、各園、1割を満たない程度のお子さんでございまして、申しわけありません、算定の方はしておりませんが、保育料の方が半額ということで、平成19年度も現行ぐらい、ただし、各務原市とか、市外へ行かれた方については、このたび、啓蒙することによって、いらっしゃるのではないかと推定で、今、実数については、申しわけございません、つかんでいない状態でございます。

本多委員長 堀江委員。

堀江委員 おおむねわかりました。この近隣では、もう大体この19年度の犬山市の基準というのは、近隣では大体、それでもうやってみるところが多いというような状況ですかね。

本多委員長 安藤こども未来課長。

安藤こども未来課長 近隣市町で、一番早く第3子目を保育料を無料にしていきましたのは犬山市でございます。今まで、国も、平成19年中には通るといっていい形でいきましたので、このたび、この法案に係ることについて、江南市・岩倉市が平成19年度から取り組むと決定したとは伺っていませんが、近隣市町も状況はあわせてくと聞いております。

本多委員長 東海委員。

東海委員 これ実際に保護者に対して、保育料の軽減になるのかどうかということなんですけども、51万円未満で、当該保険料は最も低い、1人目の児童から、最も高い児童の方に移行していくわけですね。ちょっと具体的に数字がどうなっているのか、まだちょっとあんまり見えてないんですけども、要は、保護者にとって保育料の負担軽減措置として考えておいていいのかどうかということですね、その点伺っておきます。

それから、3人目以降の児童、具体的にそういったケースがどの程度、件数にして何件ぐらいあるのかなということもお尋ねしておきたい。

本多委員長 安藤こども未来課長。

安藤こども未来課長 3人目以降の児童で、現在、子育て中で、お二人でお仕事をしている家庭については軽減措置にはならない状態でした。51万円以上、普通のカウントをすることによって、女性の就労という視点で、支えていけると考えております。ですから、ほとんどのところが課題として考えて対応していくというような形でございますが、私の方は、今まで子育て支援として3人目の半額ということを取り組んでまいりましたが、もっと公平な形で、就労している人は、所得は確かに多いかもしれませんが、それはやはりそういう視点で検討するのではなく、そういう形で考えております。

申しわけありません、推定のところでの人数を、今まだ集計中ございまして、実数としてはまだございません。

以上です。

本多委員長 小川民生部長。

小川民生部長 今回の改定については二つの改正があります。1点目が、いわゆる保育園以外の施設に入ってみえる方の数もカウントするということですね。したがって、当然、上の方が幼稚園にみえて、下の方が保育園にみえた場合については、当然、保育園の方が2人目ですので、保育料が2分の1になるわけです。従来制度でいいますと、1人目ですので、全額負担になりますね。その改正が1点です。

もう1点は、所得によって、従来は51万円以上以下と分けてあったわけですね。したがって、例えば、所得が多い方については、当然、いわゆる未満児については保育料高いわけです。いわゆる年長児については保育料が安くなっておりますので、従来、所得の多い方については、軽減措置が、所得の多い方については、最も高い人を1人目と数えてきたものですから、当然、いわゆる高い保育料を払っていただいたわけですが、今度はその所得制限が撤廃されましたので、いわゆる年齢が最も高い児童が入園している場合については、当該保育料ですので、ですから、いわゆる高い方、年長の方の所得がまず1番目にきます、したがって2番目に来るのが未満児ですので、未満児の方が2分の1になりますので、保護者にとっては、有利になると、そういう理解をお願いしたいと思います。

それから、数の方ですが、認定こども園とか、あるいは幼稚園に見える方が、現在の市内の中で把握している実数では、1番目の、いわゆる複数の保育園に見える方の数は、今のところは把握しているのは市内だけですと3人です。2番目の、所得によって有利になる方が今現在の保育園に入園してみえる中の数でいきますと、10人ほどみえます。

以上です。

本多委員長 他に質疑ございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

本多委員長 質疑なしと認め、第12号議案に対する質疑は終わります。

続いて、第16号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

小島庶務課長。

小島庶務課長 (第16号議案説明)

本多委員長 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

ご発言を求めます。

福富委員。

福富委員 この会長の属する市町の教育委員会事務局ということですが、これは犬山市へは何年ごろ来るようになるんですか。今の愛知県中もありますので。

本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長 現在、丹葉地方教育事務所というのは、江南市、犬山市、岩倉市、それから扶桑町、大口町で構成しております。それで、平成18年度、平成19年度は犬山市が会長市ということでございますので、平成19年4月1日、平成18年度までは、尾張事務所に事務局があったわけですが、平成19年4月1日から犬山市が1年、会長市ということで事務局を引き受ける、以後、岩倉市、江南市というような順で、2年の任期でございます。

本多委員長 福富委員。

福富委員 そうすると、ここで今まで愛知県教育委員会尾張事務所丹葉地区ですが、名古屋市になっておりましたけども、そちらへ犬山市としては、だれかを出向していって見えるんですか、それともこちらの事務所でやってみえたんですか。

本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長 現在は、愛知県尾張事務所で、負担金を各市町から徴収をしまして、パート職員及び県の職員がいろいろ事務をやっておったというような状況です。

本多委員長 福富委員。

福富委員 そうすると、このたび、対外的にも各地区の会長の所属してみえる教育委員会へ来ますと、それだけ仕事がふえてくるわけですか。

本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長 そういうことで、現在の教育委員会の事務局の中で、丹葉地方教育事務所の事務を行うということになってます。

本多委員長 福富委員。

福富委員 そうすると、今までは県の職員の方がやってみえたことを、会長市が所属する教育委員会で事業なんかを全部やるということになりますと、今までの徴収をされてみえた負担金なんかも、こちらでやって、そこの中から経費として出されるんですね。

本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長 現在、各市町で負担金を例えば、犬山市ですと、平成19年度予算ですと、66

万2,600円という負担金を出しております。こうした中で対応をしていったものですので、何ら金額的には変わりはありません。

本多委員長 福富委員。

福富委員 金額では変わりはないんですけども、今まで県の方で、名古屋市中区三の丸の方でやっていただいたのをこちらへ移してくるということになりますと、それだけ今の仕事もふえるし、事務系のパートというんですか、県の代行の方をやっておってくれた仕事を、この犬山市の教育委員会の方でやらなくてはならないということになりますと、それだけ仕事がこちらでふえるわけですけれども、人的には、また今の職員さんかパートか何かを丹葉地区の事務組合で採用されるわけですか。

本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長 パートについては、協議会の方で1名、採用しながら事務はやっていくと。あと、指導については、内部で連絡調整等、それから協議会規約に基づく職務について行っていくということになっております。

本多委員長 他に質疑ございませんか。

東海委員。

東海委員 今のことに関連してですけども、要するに県の職員は削減すると、犬山市に例えば事務局が移ってきたときにも、県の職員というのは、こちらに来るといようなことじゃなくて、今までいた、県職員も担当していたということですから、その職員についてはゼロになるというふうに認識しておいていいんですかね。

本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長 それでは、若干、経緯を話させていただきますと、平成8年度には各市町に丹葉とか、三河地方にもいろいろ協議会があったわけですけれども、平成9年度については、各市町ではなくて、県の職員等で構成がされていた。また、役員等につきましても、県で行われていたということでございますので、とりあえずは平成10年度においては、運営、そういった組織が見直されまして、役員につきましても、各市町が出ると、ただ事務と、それから事務所の位置については尾張事務所で丹葉地方教育はやっておるということでございますけれども、今回、当然、協議会につきましても、他の地区につきましても、従前から各市町で持ち回りをやっておるといような状況でございますので、県の方も、今回新たに、各市町で事務局を丹葉地方教育事務所の協議会の事務局を受け持つということになりました。

本多委員長 他に質疑ございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

本多委員長 質疑なしと認め、第16号議案に対する質疑は終わります。

続いて、第18号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

堀江委員。

堀江委員 大変な膨大な量だと思いますが、それらについての当局の説明も、少し簡素化した説明をお願いしたいと思いますが。

本多委員長 当局に申し上げます。膨大な予算が計上されておりますが、なるべくそれぞれ

の議会において説明は聞いておりますし、簡素化していただきたいというお願いと、それから各委員の了解をしていただきますようお願いをいたします。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長 ご異議なしと認めます。そのようをお願いしたいと思います。

では、第18号議案を議題といたします。

兼松市民課長。

兼松市民課長（第18号議案歳入説明）

本多委員長 加納福祉課長。

加納福祉課長（第18号議案歳入説明）

本多委員長 安藤こども未来課長。

安藤こども未来課長（第18号議案歳入説明）

本多委員長 伊藤長寿社会課長。

伊藤長寿社会課長（第18号議案歳入説明）

本多委員長 鈴木健康推進課長。

鈴木健康推進課長（第18号議案歳入説明）

本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長（第18号議案歳入説明）

本多委員長 滝指導課長。

滝指導課長（第18号議案歳入説明）

本多委員長 落合生涯学習課長。

落合生涯学習課長（第18号議案歳入説明）

本多委員長 紀藤図書館長。

紀藤図書館長（第18号議案歳入説明）

本多委員長 山田文化財課長。

山田文化財課長（第18号議案歳入説明）

本多委員長 兼松市民体育課長。

兼松市民体育課長（第18号議案歳入説明）

本多委員長 続いて、歳出をお願いいたします。

兼松市民課長。

兼松市民課長（第18号議案歳出説明）

本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長（第18号議案歳出説明）

本多委員長 加納福祉課長。

加納福祉課長（第18号議案歳出説明）

本多委員長 伊藤長寿社会課長。

伊藤長寿社会課長（第18号議案歳出説明）

本多委員長 加納福祉課長。

加納福祉課長（第18号議案歳出説明）

本多委員長 安藤こども未来課長。

安藤こども未来課長 (第18号議案歳出説明)

本多委員長 鈴木健康推進課長。

鈴木健康推進課長 (第18号議案歳出説明)

本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長 (第18号議案歳出説明)

本多委員長 滝指導課長。

滝指導課長 (第18号議案歳出説明)

本多委員長 落合生涯学習課長。

落合生涯学習課長 (第18号議案歳出説明)

本多委員長 紀藤図書館長。

紀藤図書館長 (第18号議案歳出説明)

本多委員長 山田文化財課長。

山田文化財課長 (第18号議案歳出説明)

本多委員長 兼松市民体育課長。

兼松市民体育課長 (第18号議案歳出説明)

本多委員長 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

ご発言を求めます。

福富委員。

福富委員 済みません、この中にはありませんけども、今、非常に公園等のすべり台とか、いろいろ施設のステンレス等がきれいに施設からはがされとるんですけど、まだ犬山市に対しては、何もそのようなことにかかわってといたしますか、地域の皆さんから申し込みはないと思うんですけど、あったら聞かせてほしいんですけど。

本多委員長 安藤こども未来課長。

安藤こども未来課長 こども未来課が所管します児童遊園、ちびっこ広場につきましては、点検業者がごさいます。あと、地域の方に町内清掃管理を委託しておりますので、現時点におきましては、そのようなお話はございません。

本多委員長 福富委員。

福富委員 管理の皆さんですか、地域の皆さんに、ぜひ目を光らせていただくように、連絡していただきたいと思います。

本多委員長 他にございませんか。

東海委員。

東海委員 まず、歳入、どこでお聞きしたらいいかということなんですけど、歳入の関係で、21ページの分担金及び負担金のところの保育園運営費保護者負担金ですけども、民生費負担金で900万円弱の予算がふえるわけですけども、そのふえる内容の、どこかということで、保護者負担金かなということなんですけども、来年度の入園の見通し、特に今、未満児の入園希望がふえてるといふふうな認識でいるんですけども、そういった入園状況、それからあ

と、今度羽黒保育園を中心に、就労に関係なく預けることができる制度がスタートするわけですが、その負担金もここに入ってくるかなというふうに思うんですけども、そういった来年度の入園状況、見通しですね、今、どのような把握をされてるのかお尋ねします。

それから、同じく、使用料及び手数料の、ちょっとまず民生関係でいきますけども、放課後児童クラブ利用手数料、24ページの使用料及び手数料の、民生費手数料の放課後児童クラブ利用手数料、これについても、来年度の利用の状況といたしますか、今、定員60人枠で希望があふれている状況のところ、市内3施設ほどあるように伺っておりますけれども、ですから、施設を分けて行っている状態が今年度続いたわけですが、来年度の見通しについて伺います。

本多委員長 安藤こども未来課長。

安藤こども未来課長 まず、保育料のことにつきまして、平成19年3月1日現在で、来年度の公立保育園入園児童は1,179名でございます。内訳の中身といたしましては、2歳児が96名、そして1歳児が80名、ゼロ歳児が現段階で10名という状況です。保護者の負担金につきましては、1,445名分を見込んでおります。毎年、途中入所もございまして、現在も1,420名の子どもが通園していますので、1,445名を想定して保育料のところは予算計上をさせていただきました。

来年度羽黒保育園で私的契約児を導入いたしまして、障害を持ったお子さん、それからお母さんの育児不安に対応するためでございますが、現在、羽黒保育園の申し込みが3名から4名程度で、まだきちっと方針を出していらっしゃるお母さんもありますので、3名か4名のお子さんが一応、私的契約という対象で入ってございます。それで、10名ぐらいを想定しておりますので、それにつきましての保護者の負担金として歳入で予算計上をさせていただきます。

今、ご指摘のように、2歳児、1歳児、ゼロ歳児の保育ニーズは毎年途中入所もございまして、犬山市はできるだけ子育て支援、そして子どものためのすこやかな成長を支援していくという二つの側面を配慮いたしまして、できるだけ保護者の方のご希望に沿えるように、そして園につきましても、できるだけ可能な限り地元、そしてそのシステムのある、延長保育等もそれぞれの地区で充実してきておりますので、そういう視点で入所が対応できるように考えております。来年度もそういう視点でございまして、現行で対応ができるような予算を計上させていただきます。

それから、児童クラブでございまして、平成18年度が499名のお子さんの申し込みがございまして、そして、今、集計中でございますが、平成19年度につきましては505人程度というふうに中間的な数字ですが、聞いております。

一番多いのがやはり楽田の児童クラブです。そして来年度は思ったほどの伸びはなく、499名と505名ですので、横ばいのような感じではございますが、城東等も人数的には、今年度72名でしたが、それほどふえてはいない状況でございます。ただし、城東小学校と連携をとらせていただきまして、一部のお子さんにつきましては、城東小学校で、放課後児童クラブで過ごしていただけるような状況を今、教育委員会、小学校さんと協議を重ねておまして、来年度は満室というような扱いで、今年度は公民館でしたが、子どもたちにとっては学校で

放課後児童クラブとして過ごせるような状況で、今年度よりいい状況が展開できるというふうに考えております。楽田の児童クラブにつきましては、とても申し込みが多ございます。90名は超えておりますけども、100名ということはまずないだろうという想定はしておりますが、学校と連携をすることによって、和室を今年度と同様、お借りをして対応ができるように考えております。

以上です。

本多委員長 東海委員。

東海委員 保育料関係につきましては、やはり今、答弁していただきましたように、地域でできるだけ受け入れる、保育を希望する子どもたちについては、できる限り受け入れるという方向で考えていただいておりますので、その点については、そのようにお願いいたします。

あと、放課後児童クラブの件なんですが、楽田と城東小学校については、公民館から学校の施設を使用できる方向で検討されているということですので、犬山西小学校の児童クラブについてはどういった見通しなのでしょう。

本多委員長 安藤こども未来課長。

安藤こども未来課長 犬山西小学校につきましては、平成18年度は80名というような当初の申し込みがございましたが、来年度につきましては、60名を少し超えるような状況で、少し減ってきております。退会者も少しありまして、現在、わん丸小屋と、それから校長室を一部開放しておりましたが、後半につきましては、児童センターで対応できるような形がございました。ただし、これからどの地区がどのような形という状況は、こども待機児童をできるだけご希望に沿えるような状況で考えたいと思いますので、人数的にまだ申し込みがこれからもあるというような状況でありますので、把握をして対応できるように、学校と特にご理解をいただいて、連携をとって対応ができたかと考えております。

本多委員長 東海委員。

東海委員 城東小学校についても、犬山西小学校についても、今、教室の数が足りないというような状態で増築されるわけですが、児童クラブの、今年度も退会者が多かったということの理由に、やっぱり施設的な不備の面がやっぱり退会せざるを得ないという状況をつくっているんじゃないかなということを思いますので、犬山西小学校が増築されて、今、少人数学級や少人数授業が少し前進するかなというところで、犬山西小学校の施設については、まだまだ厳しいところがあると思うんですが、その点、やはり児童クラブについても、受け入れるための施設整備というのは、必要な課題だろうというふうに思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

本多委員長 他にございませんか。

住野委員。

住野委員 A E Dのことについてお聞きします。

大変いいことですので、賛成しますが、時期的にいつから設置するということはわかっていればお知らせをしてください。

本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長 今回、中学校4校にA E Dを設置するという計画をしております。できるだ

け早くと、講習会をやりたいというようなことのお話も聞いておりますので、体育関係で、講習会を開きたいということになっておりますので、それが5月ごろに何かやりたいという話も聞いておりますので、それに対応しながら設置したいというふうに考えております。

本多委員長 住野委員。

住野委員 今、課長の方からも説明があったように、講習という話がありましたが、AEDを設置しても、なかなかそれを万全に操作を熟知するということは意外と大変なんです。私も、会派で講習に行きましたけど、もう1年行かないとほとんど忘れて、せいぜい覚えとるのは危ないから周りから離れてという、それこそ本当に基本的なことしか覚えていないもんですから、提案として、手順を書いたようなポスターを設置した横に置くとかね、そういうふうにしておくとだれでも使える、少しでも間違いのないように使えるということで、いろんな施設でも、それが意外とないんです。ここにAEDあるよというのわかるんですけど、我々も、もしも万が一のときに、果たしてそれが実際に使いこなせるかいうたら、少々自信ないんです。ましてや生命にかかわることなもんですから、使う手順というんですか、そういうものが横にあれば、それなりに、それに沿っていけば間違いなことですから、できるならそういうものをお考えいただけたらありがたいなと思っております。

以上です。

本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長 一般の方も当然、中学校ですので利用されますので、十分に手順等につきましては、方法等も検討しながら進めさせていただきたいと思っております。

本多委員長 他に質疑ございませんか。

東海委員。

東海委員 それでは、25ページの国庫支出金の民生費関係ですけれども、次世代育成支援対策の交付金、具体的にどういったことで、交付金が使われるのかお尋ねします。

本多委員長 安藤こども未来課長。

安藤こども未来課長 次世代育成支援交付金につきましては、子育て支援事業の実施に対する支援ということが内容でございます。地域の特性や創意工夫を生かしたものについて交付をするというような形でございます。犬山市といたしましては、つどいの広場事業、これは子育て支援で、健康館で展開しております未就園の親子さんとの集い合うことによって育児不安等を解消するような事業を開催していること、それから子育ての短期の支援といたしまして、お子さんの、2歳以上、2歳未満といったようなお子さんの中で、単価の枠が違いますが、夜間にもお父さん、父子家庭で保育ができない保育園の保育、例えば、残業が8時、9時までである、名古屋まで行っているそういうお父さん、いろいろなことで、現行の保育の体制では対応できない夜間のような保育の必要なときには、キシルハイム等で、夜間の養護事業を展開しているもので、子育て対策支援事業という内容のもので、何人ものお子さんをお預かりするような状況。それから、育児支援家庭訪問事業という事業を展開しています。これは、みずから、私は子育てが不安だから、私はノイローゼになってるからと、訴えられた人に対しての支援は幾らでもできるんですが、お家の中で、マンションの中で、親子で二人だけで、カプセルの状況で、いろんな痛ましい事故が起こらないように、保健師さんと、

それから家庭児童相談員、それから民生委員、いろんな方とともに、それぞれの地域で少しそういう情報をいただいた方、ご近所の方から、この方についてちょっと心配だなというようなケースの方につきまして、こちらから育児支援で何か心配なことはないですかというような形で、さりげなく訪問を展開するような事業、それからファミリーサポートセンター事業もこの中に入ります。これは、育児が例えば病気のと看とか、それから学校の行事とか、保育園の一時保育とリンクするようなこともございますが、そのような方で、お互いにこれは援助してもいいわという、子育て終わった方の、援助してもいいわという方と、援助してほしいわという依頼と援助会員を募りまして、お互いに支え合うというような形で事業を展開しておりますファミリーサポートセンター事業もこの中の交付金でございます。

それから、延長保育の促進事業です。これは、11時間半以上を超えるというようなこと、それから民間さんの資質向上のためということで、白帝・さくら保育園さんの延長保育促進事業もこの中の交付対象でございます。

もう1点、保育園の地域活動です。これは、地域での未就園のお子さん、それから地域のお年寄りとの交流、そういったさまざまな、それぞれの地域で園が展開している地域での活動の支援をするというような内容の保育地域活動事業、こういうものが対象の事業となっております。

以上です。

本多委員長 東海委員。

東海委員 ありがとうございます。

あと、歳入の関係で、ちょっと一つだけ、歳入にはない内容なんです、給食費のことです。私は、給食費の未収がどうこうということで、考えるものではないんですが、今、食育という観点から、公的にやはり支援、補助をして食育を推進するということも必要じゃないかなというふうに思ってます、そういった意味で給食費がこういった年間の予算の中で歳入歳出として扱われる必要があるんじゃないかなというふうに思ってるわけですが、そういう意味で、例えば、雑入、34ページの雑入なんかで、民生費ですと、延長保育、おやつ代金なんかも、こういった民生費の雑入として、歳入で計上されていくわけですし、同じように、学校給食についてもそういった方向が検討されてもいいんじゃないかなというふうに思ってます、その点についてのお考えを伺っておきたいと思います。

本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長 現在、子どもは、各学校で帳簿をつけながら、材料費を徴収し、各先生等が徴収をしていただいているわけです。それで、一括方式ですね、センター方式の場合については、調べますと、ある程度市の予算へ入れるということを行っていますが、子どものように各学校で調理している場合は、大体、現在の犬山市のような状況であるというふうに認識しております。

それで、未納につきましては、なかなか現在の方式、各学校単位で未納者を徴収したりお願いするという方法の方が若干未納者が減るんじゃないかと考えております。市の方で一括して徴収という話になりますと、なかなかまた未納者はふえるような状況も他市では見られます。今後、そういう状況ですので、検討はさせていただきたいと考えております。

以上です。

本多委員長 東海委員。

東海委員 保育園の延長保育代なんかも、保育園で集めて、それを市の歳入にしてるわけですから、やり方としては、学校でそれぞれ今までどおりのやり方でやるという形で、十分事務的にはどんなやり方でも対応できると思うわけですが、基本的な考え方として、歳入歳出のところで、市の財政として、今後の食育のあり方を検討する意味もあって計上した方がいいんじゃないかというふうに思っておりますので、その点、再質問しませんけども、次に移ります。

歳出の方で、まず民生費関係ですけども、84ページからの保育所関係ですけども、まず、保育所の職員、保育士の配置体制なんですけれども、職員定数条例の改定の議案もあって、現行の状態に合わせるということでの職員定数の改定があるわけなんですけれども、保育所について、実際に正規職員で本来対応すべきクラス担任とかも臨時で対応せざるを得ない状態にあるということですから、その職員定数の関連で考えてることと、実際に現状の保育所の職員の配置あるいは職員定数に関連してくるのかどうか、そのあたりをまず伺いたいと思います。

本多委員長 安藤こども未来課長。

安藤こども未来課長 平成19年度ですけど、一応、保育士として今カウントしている数字は142名の保育士が必要とカウントしております。そのうち、正規職員が96名という中で、臨時職員が46名必要ということで現段階では進めておりますが、このクラス担任という考え方と必要保育士という考え方と少しずれてまいります。それは、2歳児、1歳児、ゼロ歳児、そして障害児等がダブル配置のような形でとっておりますので、1クラスの中ですべてが正規保育士ではありませんが、8時間保育士という、保育士国家資格の登録者ですので、資格に何ら変わりはありませんので、きちっと、今、臨時、パートさんにつきましても、幼稚園教諭と、それから保育士資格のところ、資格も審査をして、お願いをしておりますが、そういう形で少し、保育園の方は対応が違ってくるんだろうと思います。特に、1歳児ですと配置が5対1という形になってきて、ゼロ歳児だと3対1というふうな形で配置しておりますので、必ず核になる人は正規、あとのところは臨時の方というようなところで、業務に支障がないように、保育の質を落とさないように対応しているところで。

私からは、以上の状況しかお答えできません。

本多委員長 東海委員。

東海委員 平成19年度についていえば、142名必要だということです。この142名の中にも、例えば延長保育のパートさんとかは入ってないと思いますので、要するに本来の保育の仕事に対して142名必要だと、そのうちの3分の2ぐらいが正規で、あとの3分の1が臨時という体制なわけですから、これは正規を本来必要な職員配置に対して正規の保育士をふやしていく方向で常に考えてみえるというふうに思うわけですが、現状はどうなんでしょうか、これはずっと変わらない状態なのか、あるいは減ってるのか、ふえてるのか、その点伺います。

本多委員長 小川民生部長。

小川民生部長 東海委員の質疑にお答えしたいわけですが、今、課長の方からご説明申し上げましたように、一応必要保育士は142名ということで、正規96名、臨時職員46名で今保育を行われているわけでありましたが、来年度は一応109のクラスを予定しています。したがって、園長、主任を引きますと、70名の正規職員がクラス持ちになります。残りの35クラスが臨時職員ですので、基本的には3分の1のクラスがいわゆる臨時職員でのクラス対応になる予定であります。当然、原課としては正規職員でやるのが適正だというふうに認識いたしておるわけでありましたが、やはり行政改革の中で人員の削減をされておりますので、やはり臨時といえども保育をしていく、いわゆる待機児童を少しでも減らしたいのが我々の立場でありますので、やはり現場としては、少しでも原課としては、少しでも正規職員が欲しいという人的な要求をしているわけでありましたが、全体の枠の中で、どうしても職員数をふやすことができないものですから、当面、臨時職員で対応していきたいなと、来年度についても、そういう形で少しでも待機児童をなくしたいと思っておりますので、そういう形で対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本多委員長 東海委員。

東海委員 今、幼児教育の必要性も十分認識され始めておりますので、ぜひ正規職員が幼児教育としてしっかり位置づけて対応できるように、財政的にも考えていく必要があるだろうということを目指しておきます。

それから、87ページ、保育園の工事請負費です。今回、こういった形で各保育園の工事請負費が説明に上げられたのは、今回が初めてかなというふうに、今までは総額でということではなかったかなというふうに認識しておりますが、そういう意味では、よりどこの保育園をどういうふうにするかということで見えてくるかなというふうに思っています。一つ、お伺ひしたいのは、楽田西保育園について、今まで保育園の老朽化についても再三取り上げ、羽黒北保育園、城東第2保育園等々の大規模改修が順次進められるようになってきたわけで、今度、楽田西保育園がその予定であったわけですが、楽田西保育園の大規模改修についての今後の予定、見通しについてお尋ねしたいと思ひます。

本多委員長 小川民生部長。

小川民生部長 では、東海委員のご質疑にと答えたいと思ひますが、前回の、たしか東海委員については、きのう、保育行政検討委員会の中で、その旨お話をさせていただきましたが、次の改修については楽田西保育園を改修したいと予定いたしておりましたが、平成19年度という考えもあったわけですが、なかなか一般財源が非常に少ない、税収は一定の伸びはしたわけですが、なかなか財源の確保ができない中で、実は楽田地区に、いわゆるまちづくりの交付金の地域指定をするというような話が浮上しておりますので、平成19年度に楽田地区での計画を今進めておりますので、できれば、まちづくり交付金を受けながら施設整備をした方が一般財源の持ち出しが少なくなりますので、できれば平成19年度の計画に載せまして、平成19年度から平成20年度にかけての間に、保育園の整備をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本多委員長 東海委員。

東海委員 まちづくり交付金についての見通しはありますか。お尋ねします。

本多委員長 小川民生部長。

小川民生部長 今のところでは、多分、採択されるのではないかなと思っておりますので、平成19年度の中の計画で盛り込んでいきたいと思います。

本多委員長 東海委員。

東海委員 よろしくお願ひいたします。

本多委員長 質疑の途中でございますが、午前中の質疑はこれで中断いたしまして、午後1時より再開をしたいと思いますが、いかがでございますか。

〔「異議なし」の声起る〕

本多委員長 ご異議なしと認め、さよう決めます。

1時まで休憩いたします。

午前11時44分 休憩

再 開

午後1時00分 開議

本多委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

午前中の会議に引き続き、第18号議案に対する質疑をお願いいたします。

東海委員。

東海委員 歳入でちょっと追加で質疑させてもらいます。

一つは、22ページ、13款使用料及び手数料の7目の教育使用料の幼稚園授業料の方の預かり保育ですけれども、これも新しく来年度から実施される施策なんですけれども、預かり保育の利用の見通しはどのように把握されているのか伺いたいのと、それから同じく教育関係で、28ページの県支出金の7目の教育費補助金の放課後子ども教室推進事業費補助金ですけど、具体的にこれどういった事業がされるのか、その2点ちょっとお尋ねします。

本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長 それでは、預かり保育の状況でございますけれども、平成19年度、現在、3歳児の定員が40名ですけれども、45名の申し込みがありました。したがって、5名が補欠ということで、待機ということになっております。その中で、ご指摘の預かり保育の状況ですけれども、現在のところ、まだ申し込みはありません。ゼロであります。ただ、現在迷ってみえる方が数名みえるというように、状況は把握しております。また、一時預かりにつきましては、今後緊急性がある場合に預かり保育をされる方もみえるというふうに考えております。

以上です。

本多委員長 落合生涯学習課長。

落合生涯学習課長 歳入の、この社会教育費の補助金の放課後子ども教室推進事業の260万円でございますが、実は、平成18年度、今年度なんですけど、地域子ども教室という事業名で、直接しみていながら国からの委託で実施してました。この事業は、実は平成19年度から直接いくんじゃなくて、市で受け入れまして、今の放課後子ども教室という名前に移行されま

して、国と県と市が3分の1ずつ負担して実施することになってきました。今年度につきましては、歳出の予算の中で、ここの9款1目の13節の、ページ数は159ページですけれども、子ども大学開催委託料410万円ありますが、この中で実施している形になります。ですので、子ども大学を、今までやってきました子ども大学を平成19年度も実施していくということでございます。

本多委員長 東海委員。

東海委員 預かり保育ですが、今、まだ迷ってる人が数人いるという状態で、具体的に預かり保育の保護者への働きかけというのは広報ぐらいですかね。あと、実際に幼稚園で何か配付されて、預かり保育についての内容を伝えられているのかどうか。

放課後子ども教室については、事業的には子ども大学のことだというふうに認識しましたけど、本会議でもあったんですけど、施政方針の児童クラブとの連携ということが、施政方針で言われてたわけですけども、子ども大学の今後の運営主体というのは、今までと一緒の形で進められるのかどうか、その二つもう一度お尋ねします。

本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長 パンフレットにつきましては、平成19年度犬山市子育てガイドというのを犬山市で出しておりますけれども、この中で犬山幼稚園の預かり保育についてもパンフレット等は配らせていただいております。

また、3歳児の説明を、入園申し込みの際には、現在の預かり保育の制度等についての説明は行われております。また機会を見まして、幼稚園の方で保護者に対しての説明は行っております。

以上です。

本多委員長 落合生涯学習課長。

落合生涯学習課長 この放課後子ども教室でございますが、放課後対策事業ということで、福祉部局との連携ということも言われてきております。ですので、子ども大学につきましては、一応、市の、13節ということで組んでありますが、今までどおり、事業をしみていに委託して実施していきたいと思っております。

今後、内容が異なるために、児童クラブの補完をするわけにはいきませんが、この目的に沿った活動をしていくということで、児童クラブに参加している子どもたちに呼びかけをしながら、できれば児童センター、中央児童館とか、できる児童センターを活用して実施していきたいというふうに思っております。

本多委員長 東海委員。

東海委員 子ども大学について、今答弁があったんですが、児童センターを活用して企画運営するということですか。

本多委員長 鈴木生涯学習部長。

鈴木生涯学習部長 基本的には子育て支援と、子どもたちの学校での教育活動みたいなものを、利点を相互に生かして運営していくということで、試みに、まず平成19年度は、2カ所、3カ所程度でそういうことを児童センター等でもやっていくという試行的な動きをしていくということです。

本多委員長 東海委員。

東海委員 具体的にどこの児童センターとかという内容はありますか。

本多委員長 落合生涯学習課長。

落合生涯学習課長 まだちょっと詰めないといけないんですが、案として上がっているのは、やっぱり駐車場の関係とか、いろいろありますもんですから、子どもたちの送り迎えだったりとか、そういうこともありますので、できるところで、児童センターとか、福祉会館、中央児童館ということも考えておりますが、今後、こども未来課と協議しながら進めていきたいと思います。

本多委員長 東海委員。

東海委員 じゃあ、次に、教育費の関係の、歳出ですが、まず、16ページのところで、教育費についての2億円余の総額での本年度予算が、前年度比較で相当の減、大幅減ということで、当初予算について、教育費だけが大幅に減って、全体で5.3%の伸びの中にあって、8.7%の減ということは、差し引き14%近く減という、全体からするとね、そういうことにもなるかと思しますので、そのあたりについて、個々、具体的にちょっと、どういったところが削減されてきているのかということについてちょっとお尋ねしていきたいと思います。

最初、教育費の関係は144ページから始まるわけですが、まず事務局費の2,118万1,000円の減ですが、当然大きいのは、退職手当なわけですが、そのほかに、ここで前年度と比較して、なくなった施策についてお尋ねします。

+ 本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長 全体の事務局費ですけれども、昨年より2,118万1,000円の減であります。この主なものでございますけれども、人件費、退職金、それと人件費で2,468万3,000円の減というふうになっております。

以上でございます。

本多委員長 滝指導課長。

滝指導課長 指導課関係であります。145ページの8節の報償費、昨年度までですと、シンポジウム教育のまちの予算がここに盛り込まれておりましたけれども、その分が丸々なくなっております。これは一般質問でも岡議員からご指摘がありましたけれども。

以上です。

本多委員長 落合生涯学習課長。

落合生涯学習課長 生涯学習の方でございますが、まず157ページの650万9,000円の減ですが、これは主に人件費でございます。

本多委員長 東海委員。

東海委員 シンポジウム、教育のまちですが、本会議での質疑でもありましたけど、平成19年度が10回目ということで、記念すべき回数になるということの答弁もありましたので、シンポジウム教育のまちについて、教育委員会としては、平成19年度もやるべき施策として考えられていたのかどうかということについてお尋ねします。

本多委員長 滝指導課長。

滝指導課長 当然、考えておりました。

本多委員長 東海委員。

東海委員 シンポジウム教育のまちについての、報償費以外にも印刷製本費とか、そのほかの節でも、前年度までのところでいけば、あったと思いますが、シンポジウム教育のまちとして、どのぐらいの予算規模で考えてみえたのか。

本多委員長 滝指導課長。

滝指導課長 約170万円でございます。

以上です。

本多委員長 東海委員。

東海委員 シンポジウム教育のまちは、内外のいろんな教育、保護者を初め教育関係者に対して、そういう意味では、私もいろいろ参加される講師の話についても、興味深い話も聞かせていただいたこともありますし、一定の積み重ねてきた教育のありようを検証する機会としては、一定評価する部分ありますし、教育委員会としても、このシンポジウム教育のまちはぜひやりたいということですので、これは進めるべきだろうというふうに指摘しておきます。

それから、この項になるのか、羽黒小学校の建て替えも含めた検討の関係で、まなびの検討委員会のことが、これも本会議での質疑も出てたと思うんですけども、ちょっとまなびの検討委員会のこの予算もなくなってるのかな。これはどこでなくなったのか、今、さっと出てこないんですけども、まなびの検討委員会についてのお考えを伺います。

本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長 まなびの学校建築の委託料でございますけれども、事務局費の中の委託料の中に昨年度は入っております。150ページですね、入っております。委託料につきましては、私どもとしては、前年度より277万5,000円と、全体では増になっております。

それで、50万円ほどにつきましては、まなびの学校建築委託料ということで、減になっております。そういった中で、今後、また羽黒小学校の具体的な考え方等について何らかの形でお願いはしたいなというふうには考えております。

本多委員長 東海委員。

東海委員 平成19年度についても検討委員会は継続される方向で考えてみえるんでしょうか。

本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長 検討委員会につきましては、私ども担当で、できるだけ情報を収集しながらということで、またいろいろと委員会の先生方のお知恵もかりながら進めたいと考えております。

本多委員長 東海委員。

東海委員 ということは、検討委員会のメンバーとしては、引き続き残って、構成はされるということですね。でも運営費がつかないという状態になるんでしょうか。

本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長 メンバーとしては、ぜひお願いをしたいということで進めたいと考えております。

本多委員長 長谷川学校教育部長。

長谷川学校教育部長 基本的に進めていきたいという考えがございますけども、149ページの8節報償費というところがありますけども、実はこの8節報償費の中にまなびの学校建築検討委員会委員報償金というのが昨年度、14万4,000円入っております。ですから、報償金ということで、いろいろ学校、城東小学校、犬山西小学校が平成18年度は特にありましたけれども、そういった意味で、いろんなところで専門的なことをお聞きしたり、実際に具体例を作成していただくということがありますので、これについては、こういった報償金がなくなりましたので、アドバイスを受けるということが可能であるならば、今、課長が言ったようにやっていくということで、基本的には進めていくことについては、今申し上げた報償金との関係から、ちょっと困難かというふうに考えております。

本多委員長 東海委員。

東海委員 この羽黒小学校が今後どういうふうな方向に進むのか、重要なところに来ているわけでもありますから、検討委員会についても、引き続き予算措置がされるべきだろうというふうに思います。

次に、150ページの、これは小学校の方になりますが、中学校の分も合わせて学校給食の調理業務委託についてであります。基本的には、ずっと継続して、これについては教育の一環である学校給食の中で民間委託はふさわしくないということで考えているわけですが、来年度について、業者の委託についての入札等々を予定されていることはございますか。伺います。

本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長 小学校1校が5年をたちましたものですから、日本ゼネラルフード株式会社が平成14年度から平成18年度までということで、5年間で継続してやっております。それから、東部中学校の、同じく平成14年度から平成18年度ということですので、5年である程度、業者につきましても、再度選考委員会を設けておりますので、選考委員会の中で、今までの状況等をいろいろ検討していただきまして、本年度、平成19年度は犬山市西小学校と東部中学校につきましても、新たな業者に選定をするということで入札を考えております。

以上でございます。

本多委員長 東海委員。

東海委員 新たな業者にするというので、競争入札、今までの日本ゼネラルフードも含めて入札を考えてみえるのか、あるいは日本ゼネラルフードは今回は外れるのか、その点をお尋ねします。

本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長 現在、4社か5社で聞き取りを行いましたけれども、過日、各校で、例えば日本ゼネラルフードについては、持てる範囲が4校というふうになっていきますので、この中の検討ということになっております。

現在、ゼネラルフードは犬山南小学校と城東小学校と、犬山西小学校と東部中学校ということで、4校が現在は委託されております。そういった中で、今回、犬山市西小学校と東部中学校につきましても、5年を経過したので、日本ゼネラルフードも含めながら入札をしたいというふうに考えております。

本多委員長 東海委員。

東海委員 一応、日本ゼネラルフードも入札に参加するということですね。

やはり、調理業務についても、継続性が求められるという、教育の分野での学校給食ですので、継続性が求められるということであるわけで、競争入札による業務の委託のありようと、教育の関係からの矛盾というのは、常につきまとう問題なわけですし、そういう意味では、長期にわたる業務を委託する5年という形で今進められているわけですけども、その矛盾が常にあるということで、これがまた業者が変われば、またその学校については調理業務は一からのスタートになるということですので、そういった矛盾を抱えながら、民間委託を進められるということについては、教育の一環である学校給食にふさわしくないということを再度指摘しておきます。

次に、151ページと155ページ、小・中学校の要保護、準要保護生徒の援助費の関係ですけども、格差社会の中で、なかなか厳しい生活状態を迫られる家庭がふえている中で、要保護、準要保護児童に対する援助の現状はどのようになっているのか、来年度に向けてどんな見通しを立ててみえるのか、その点、お尋ねします。

本多委員長 滝指導課長。

滝指導課長 これは、国、県が基準を定めておりますので、その基準に基づいて犬山市なりの基準を設けて、所得制限をしております。例えば、家族構成によりまして、この家庭であれば、必要経費は幾らであると、そして実質のその収入等に合わせ、その割合を算出したしまして、1.2の範囲内であれば、補助をしていくというような姿勢であります。

数的には、大体小学校100、中学校50前後の数で毎年来ております。かつて、所得制限を設けなかった時代であります。要保護、準要保護の補助を受けておりながら、例えば住宅ローンをお支払いになってみえるだとか、あるいは高級外車がお家にとまっているだとかいう状況がありましたので、やはり所得制限は設けなくてはならないということで、これについては、現状もその考え方を踏襲しているところがございますけれども、これについても、それこそ、枠を、ハードルを下げれば、もっともっと数はふえてくるわけでありまして、どこかでやっぱりその基準を定めなくてはならないということで、現在のところ1.2というところで、指導課としては適切な基準なのかなというふうには思っております。

以上であります。

本多委員長 東海委員。

東海委員 ありがとうございます。

ちょっと戻りまして、これも本会議で質疑のあった点なんですが、特別支援教育についての教育委員会としての考えと、それが予算措置がされてないという問題について、再度この場でも質疑させていただきたいと思っております。

本多委員長 滝指導課長。

滝指導課長 特別支援教育であります。一般学級にありながら、特別支援を要するLD、ADHDと呼ばれる子どもたちでございますが、6%ほどというふうに言われています。犬山市規模でいきますと、大体200名から300名ほどの児童・生徒がいるということになりまして、現実、調査をいたしましたところ、やはり200名を超える特別支援が必要な児童・生徒

がいるということはわかっております。学校現場とも相談をしながら、平成19年度はぜひ予算化をしていきたいということで、財政当局にも強く働きかけをしてまいりました。その額、約1,700万円近くでございますけれども、最終的にはこの予算が削られて、どう表現していかかわりませんが、予算を計上することができない状況になってしまったということであり、教育委員会としては、強く働きかけを続けて、再三再四、課長段階でも、部長段階でもお願いを申し上げましたけれども、これについては予算計上していただくことは結果的にできませんでした。

以上でございます。

本多委員長 東海委員。

東海委員 私も、いろいろ学校での子どもの、いじめ、最初はいじめということで相談を受けたりしたケースもありまして、ある小学校の2年生の3学級あるうちの1クラスで、多動性の子がいて、その子が授業中にも廊下で寝そべったりとか、そういう意味では授業に集中できないという子どもがいて、その子がいろいろほかの子どもに対してちょっかいを出したりするということで、それは当然、保護者が学校の先生たちとも話はしているわけですが、こういった、今市内で200人から250人、あるいは200人から300人という子どもたちが、特別支援を必要とするという状態にあるということですから、そういう意味で、国が特別支援補助をしようということですので、ぜひこういったことについても力を入れるべきだというふうに思います。そのことを指摘しておきます。

それからあと、150ページと154ページ、小学校、中学校の耐震補強の関連であります。

耐震補強については私も再三一般質問で取り上げてきて、やっと、そういう意味では全体の方針が確立されるまでになったかなというふうに思いますけど、実際のところ、耐震診断については100%終わったと言っても、耐震補強については、まだ県下の平均からしてもおこなわれているわけで、そういった意味で、4年を3年に前倒ししたと言って、今度の平成19年度の方針で述べられているわけですが、そういう意味では教育的な予算が2億円余削減される中で、平成19年度について、補正に対応していく予定はないというような市長の姿勢もありましたので、こういった耐震補強について、4年を3年にしたんなら、2年にだってできるわけで、そういったところこそ手厚く、私は予算配分するべきだというふうに思っているわけですが、これで平成19年度、耐震補強がされて、あと20年度以降に残る学校は、あとどの学校になるのか、小学校、中学校、それぞれ教えてください。

本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長 それでは、平成19年度、先ほど申しましたように栗栖小学校と、東小学校、それから犬山中学校と城東中学校、そういうように行います。

それから、平成20年度ですけれども、楽田小学校の南西舎、それから南東舎、それから城東小学校の南東舎、それから南部中学校の北東舎と北西舎ということで、平成20年度、事業費については2億6,375万5,546円ということで推定をしております。

続きまして、平成21年度ですけれども、犬山南小学校南東舎、南西舎、それから犬山北小学校、北舎、東小学校、南西舎、池野小学校、南舎、城東中学校、南西舎ということで、平成21年度につきましては、5校6棟ということで、工事費、設計監理料含めまして3億

2,705万6,832円ということで、現在のところ推定をしております。

本多委員長 東海委員。

東海委員 要するに、まだこれだけ、8校、半分以上の学校が残っているわけですから、耐震補強というのは早急に進めるべきだというふうに述べられながら、なおかつあと数年かかるという状態にあるということですので、これはそういう意味では、当初予算の中で2億円削減されるのであれば、こういうところにもっともっと配分していいだろうというふうに思います。

次に、幼稚園関係ですが、155ページになりますけど、幼稚園関係での減額というのは、人件費関係の530万円弱かなというふうに思うんですけども、これは単純に、人の入れかわりというふうに考えるだけでいいのかどうか、お尋ねします。

本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長 現在、職員については、8名でございます。424万3,000円の減ですが、職員については人数は同一であります。

以上です。

本多委員長 東海委員。

東海委員 次に、159ページの公民館の関係の減額、800万円弱の減額についてお尋ねします。

本多委員長 落合生涯学習課長。

落合生涯学習課長 この791万2,000円の減ですが、平成19年度につきましては、工事費で328万5,000円、公民館建設費補助金で376万2,000円、比較といたしまして減となっております。

本多委員長 東海委員。

東海委員 単純に工事費の関係だというふうに認識しました。

それから、161ページの学習等供用施設についての1,600万円余の減額についてお尋ねします。

本多委員長 落合生涯学習課長。

落合生涯学習課長 この原因ですけれども、平成18年度におきまして南学習等供用施設の空調工事を行いましたので、1,700万円計上してございました。平成19年度につきましては、その分がないということで、工事費の減でございます。

本多委員長 東海委員。

東海委員 次に、162ページの図書館費の関係ですが、これも本会議で岡議員がやりましたけど、図書館の休日ということであると、そういったところでもっと充実すべき施策があるかと思いますが、減額の内容と、あわせてこういった施策を展開すべきところでの予算的な考えがあるかどうかということをお尋ねします。

本多委員長 紀藤図書館長。

紀藤図書館長 減額については、人件費が550万3,000円の減額です。事業については、平成19年度は、平成18年度と同様に考えています。

本多委員長 東海委員。

東海委員 人件費の減については、特に何か人員が減ることかどうかということと、

それからもう1点、図書購入費は増額してるということでの答弁が本会議でもありましたけど、図書の蔵書についての予算配分は十分であるのかどうか、図書の蔵書の充足というか、そうした点についてどういうお考えなのか伺います。

本多委員長 鈴木生涯学習部長。

鈴木生涯学習部長 まず、先ほどの人件費の減、これは人件費は別に人員を減らすということではございません。課長職が退任ということで、新しくもうちょっと若い職員ということ想定をしております。そのかわり減の原因として、昨年度修繕料が630万円ほどあったのが130万円ほどになって、トータルで1,000万円近い減ということで、それが500万円でおさまっているというのは、基本的に図書館の役割というのは本だろうと、これが情報として、一番根幹たる本がない図書館というのは、これはまずいかなものかなということで、図書館の蔵書に力点を置いて350万円ほど増額をしております。あと、BM等が廃車ということ想定、現に廃車してますので、それに伴うサービス提供、これに力点を置いた予算ということになっております。

本多委員長 東海委員。

東海委員 今、話がありましたように移動図書の関係でのサービスにかわる提供ということで、具体的に、どういった施策を今後進められていくのか、その点お尋ねします。

本多委員長 紀藤図書館長。

紀藤図書館長 まず、去年の8月に移動図書を廃止しましたそれ以後ですけれども、学校図書館との連携を強化するというところで、団体の図書を今井小学校、栗栖小学校、それから池野小学校には団体本を活用しました。それから、障害者の方ということで、図書の郵送事業を始めました。今のところ、申し込みは1件ありましたが、利用者はゼロ件です。それから、システムの更新に伴いまして、各インターネットによる配本事業ということで3月から各市民を対象にインターネットでの予約サービスを行っております。今のところ、30件程度の申し込みがありまして、配本というか、インターネットサービスを始めました。

以上です。

本多委員長 東海委員。

東海委員 今の学校図書館との連携ということですが、具体的に学校図書館に蔵書が市の図書館から移動してるようなケースがあるのかどうかということですね。それから、インターネットによる利用ということですがけれども、これは具体的にネットだけでのやりとりができるという状態になってるわけですかね。ちょっと、お尋ねします。

本多委員長 紀藤図書館長。

紀藤図書館長 図書館の方から学校の図書館の方に蔵書の移動ということはしなくて、期間を設けて貸し出すという方法でやっております。3カ月に1回蔵書の入れ替えをしています。

それから、インターネットというのは、まるっきりインターネットだけでやりとりができます。

本多委員長 他にございませんか。

堀江委員。

堀江委員 一般質問でも取り上げました、ページ数169ページの東之宮古墳の関係ですが、

来年度で大まかな調査が終わるという説明がありました。その中で、この1,000万円ほどの予算が使われ、それが今度、調査だけが終わるが、調査を終わった時点でどういう、市民にどのように終わったということを市民に知らしめるのか、あればお示しをいただきたいと思います。

本多委員長 鈴木生涯学習部長。

鈴木生涯学習部長 一応、この間、本会議でお話ししたように、3年間で、来年1年、もう一度調査をして、これを毎年、発掘調査の極めて概略の冊子をつくってます。これはこれとして、一応、概要を取りまとめるという形で出してますが、この3年間分を平成20年度でがちとした調査報告にまずまとめます。この調査報告のがちとしたものがないと、次の整備に関する文化庁の補助が得られないという前提がありますので、この調査報告書を相当数作成する予定で、これで市民に有料配付も予定をします。そのほかには、当然、毎年現地の学習会あるいは広報等でわかりやすく説明する。もちろん、今までもやっていますが、地元の住民がやっぱり理解することが大変必要だろうということで、今、予定では、例えば3年分の発掘調査が終わった段階で、地元住民への説明会等々の予定をして、地元の皆さんのまず理解からスタートするというようなことを今予定しております。

あと、全国的にインターネット等で情報は発信をしていきたいと思ってますし、そんなことで有益な情報は極力外へ出し、関心を高めていこうと、そのようなことを予定はしております。

本多委員長 堀江委員。

堀江委員 ぜひともそのようにしていただくことと、そして調査が終われば、冊子にされるということですから、せめて最終的に一度市民の方、それからファンの方に調査がこういうふうに行われているということを知らしめるということ、市内だけでなく市外の方も来ていただき、ここまでこういうふうに来たよという、現地での行動をとっていただきたいと思えます。

本多委員長 鈴木生涯学習部長。

鈴木生涯学習部長 今ご指摘の件は十分予定をしております、今までもシンポジウムも毎年1回開催してますし、あらゆる機会を通じて情報発信をして理解を高める方策はとっていききたいというふうに考えております。

本多委員長 他にございませんか。

東海委員。

東海委員 一番重要な関係で、質疑をさせていただきたいと思いますが、予算的な措置、内容としては少人数やTT事業、あるいは少人数学級の常勤・非常勤の講師配置ということでもあります。その中身というのは、犬山の教育改革ということで進めてきている大きな施策であります。そういう意味で、犬山の教育改革ということで進めてきている、そういった中身の問題についてまず、一つは来年度の見通し、常勤講師を配置することによって、30人程度学級あるいは30人以下学級がどれくらい前進するのか、その見通しについてお尋ねしたいというふうに思います。

それは、具体的な事業の中身なわけですが、教育方針でいくということになると、やっぱ

りみずから学ぶ力をつくる、確かな学力を保障するまなびの学校づくりを保障するという点での施策になるわけで、それが学力テストを導入しないということとリンクしてるというふうに私は考えておりますが、そういった施策の関係で学力テストも含めて、教育委員会の方針をお尋ねしたいと思います。

本多委員長 田中指導課主幹。

田中指導課主幹 今、東海委員お尋ねの、少人数学級、少人数授業の常勤・非常勤講師を配置するというごさいますが、まず、常勤講師ですが、平成18年度に1名、城東小学校に途中切り替えということで配置しました。少人数学級を推進しつつも、少人数授業も行っていくという関係でごさいますが、少人数学級を実現するために、常勤講師を来年度8名を予定しています。その後、予算的な枠もごさいますし、継続的な指導ということもごさいまして、非常勤講師につきまして、少人数授業のための非常勤講師につきましては、小・中合わせて55名という数字で配置をする予定でごさいます。

それからあと、県の方から小学校1年生につきましては、35人学級という、そういう措置がごさいます。それからあと、学校での校務主任、教務主任、また学年の先生の担任を持つというような学校の努力がごさいまして、32人までを上限とした形で犬山市の少人数学級について推進をしていこうというのが平成19年度のプランでごさいます。

ですから、大方の小学校につきましては、そのような数値で来年度いく予定でごさいます。ただ、例えば、犬山西小学校であれば、今まで校舎が少人数学級がしたくても校舎がないということでできませんでしたが、平成19年度から校舎増築ということがごさいますので、できますが、すべての学年がそういうことに当てはまるわけですけれども、一つの学校に非常勤講師が3人も4人もとなってしまうと、非常に学校経営上、支障が出てくるというようなこともごさいまして、一部の学級は35名というところもごさいますが、例えば犬山西小学校でいえば、27名、29名、27名、29名という学年編制でごさいます。1年生につきましては、31名ということでありまして、あとは、33人を超える学校も、城東小学校、楽田小学校、東小学校という形で、それは1学級づつでごさいます。あとの学級については、ほぼ32人以下というような非常に理想的な児童の人数で進められます。

中学校につきましても、同様の形で行いたかったわけでごさいますが、中学校につきましては、1学級ふえるという形になりますと、それに伴いまして、例えば美術の時間、技術科の時間、理科の時間という、教科の時間がふえるわけです。それを補完する教員の確保が非常に難しい。小学校でいえば、1学級ふえたとしても、1人先生をあてがえば、その先生が行っていくということでごさいますので、中学校については、平成19年度については、小学校ほど進んではおりませんが、学校の努力だとか、先ほど言ったような教務主任、校務主任の先生方が担任を持つということで、やはり32人以下の学級がほとんどできております。ただ、犬山中学校については、今のところでごさいますが、1年生と3年生で33名、34名という、32人よりは多いですけども、そういう学級ができておりますけども、その他の中学校につきましては、32人以下という学級ができ上がっております。ですから、他の市町村と比べるわけではごさいませんが、他の市町村では40人学級という定数の中ですので、38人とか、39人とかという学級がごさいますが、おかげさまで、犬山市の小・中学校につきましては、

議会のご理解をいただきまして、非常に少人数授業、少人数学級が進んでいるということでございます。そのことと、学力テストのことについては、ちょっと私のところでは控えさせていただきますけども、以上が常勤、非常勤講師の配置ということでお答えさせていただきました。

本多委員長 滝指導課長。

滝指導課長 では、2点目のお尋ねにございました少人数学級と学力テストの関係でございますけれども、今、田中主幹が説明を申し上げました少人数学級、少人数授業というのは、子ども同士、教師と子ども、そして教師同士であります。そういった人間関係を築きやすい学習環境であると、犬山の教育のねらいというのは、大きく2点ございます。一つは子どもたちの人格の完成、もう一つは子どもたちの学力保障という2点であります。この2点を学校という教育の場ではぐくんでいくためには、豊かな人間関係の中で子ども同士が認め合い、高め合い、学び合い、協力し合うという、そういった豊かな人間関係の中で育っていくことが必要であるというための、あくまでも学習環境の整備でございます。その中で、いかに工夫して授業を受けるかということはまたこれ別の問題になっていくわけでありませうけれども、今の学力調査というのは、これまでもいろいろな場で説明をしまいいりましたけれども、競争原理を導入する、要は学力調査をやる、その結果を公表する、公表によって競争させる、競争によって学力を高めようという、そういったねらいを持った学力調査でございます。そういった競争を学校の場に用いるということは、導入するということは、豊かな人間関係をはぐくむ土壌をなくしてしまうという考えを持っております。したがって、これまでの犬山の教育改革というのは単発的なものではなくて、すべて系統的なものでありまして、大もとは子どもたちの人格完成と学力保障がある、そのための一つの学習環境の整備が少人数である、この点、犬山の学校の中に今の学力調査のような競争原理を持ち込むことは、犬山の教育に対する考え方に合わない、子どもたちの豊かな人間関係を崩していくきっかけになるのではないかとということで、犬山市としては、この学力テストについては実施すべきものではないという考えを持っております。

以上であります。

本多委員長 東海委員。

東海委員 まず、犬山の進める教育改革の少人数学級の導入という問題が、やっぱり犬山の教育のありようをつくり上げてきているというふうに思います。そういったところで、全国一斉の学力テストは必要ないというふうなことだろうというふうに認識いたします。

実際に、東京都なんかでは、学力テストが実施されてまして、学校間での点数の序列も公表されているわけです。そういったところで子どもたちがどういうふうになるのか、当然、中学校ですとクラブ活動なんかでは、他校へ行って試合をしたりするときがある。そういったときに、子どもたちが何を言われて、どんな基準のつけ方をするのか。実際にある話で、例えば、一番最下位になった学校の子が他校からおまえんところは一番頭が悪いなんてことを言われるわけですよ。そういったことが実際に起こるのが競争なわけで、もうそういったことを東京都の例がよく示しているわけで、やっぱり犬山の教育改革の方向を、こういった少人数学級等々の、そういう意味では国が本来もっと、そういったところに力を入れるべきと

ころを、今、犬山市が先陣を切ってやっているんだらうというふうに思います。

以上です。

本多委員長 他にございませんか。

堀江委員。

堀江委員 今の、滝課長のお話で、調査は受けない、これはいいですわ、ずっと今まで間違ってますからね、今までずっと一貫してみえてますから。だから、犬山市は立派なことをやってくださってると思ってますよ。その教育含めて、スローガンも含めて。だけど、それで受けないという、調査が何年あるか知りませんが、3年という想定をされてるような気がします。これはもう、この3年は受けないという、そういう方針で考えてみえるということ、それは。

本多委員長 滝指導課長。

滝指導課長 これは、先回、2月に定例教育委員会がございまして、その折に、委員さん方のお話し合いでは、平成19年度に実施をされる全国学力・学習状況調査については参加をしない。平成20年度以降については、本年度の様子を見て、また考えていこうじゃないかと。それは、今一番問題としているのは3点あるんです。一つは、まず全員調査であるということです。悉皆調査といいますか、全員調査であるということがまず一つ問題。これはなぜかということ、全員調査をしなければ、学校ごとの、市町村ごとの、都道府県ごとの平均点としてあわせないから全員調査をしているわけでありまして、これが抽出調査をとれるような措置が講じられれば、一つ考える材料にはなっていくだろうと。

それから、二つ目は、公表が前提であるということです。今、国が平均点と都道府県の状況を公表するとしておりますが、都道府県には市町村名や学校名を明らかにした公表が行われると。ただし、市町村や学校が説明責任を果たすために、公表することはそれぞれの判断にゆだねるとしているんですね。それぞれの判断にゆだねるということは、例えば、学校も市町村も地域住民の方、保護者、あるいは市議会から質問を受けたら答えざるを得ない状況になっていくだろうということを考えます。したがって、国の責任で、もうこれについては一切公表していかないというような措置がとられれば、これはまた考える材料にはなってます。

それからもう一つは、このテストの採点業務だとか、情報の管理が民間業者が請け負うことになっているんです。恐らく、情報管理のことについては、漏えいの問題も含めまして、今後また議論になってくる部分があるとは思いますが、そういったいろんな問題があるんです。ただ、学力調査をやるやらないという表面的な部分だけでなく、いろんな犬山の状況とか、これがどういう目的で実施されてきているのかといったあたり、いろんな経緯を含めて、ことしについては、この4月24日に実施をされることが予定されている全国学力・学習状況調査については、とりあえず参加をしない。ただ、これは平成20年についても参加をしないということでは、今のところはございません。とりあえず平成19年度には参加をしないと考えております。

本多委員長 堀江委員。

堀江委員 そういうふうには聞いてますよ、平成19年度でね。ただ、さっきのお話の中で、

なかなかそういう自分たちの教育の方針から考えると、それは調査は必要ないというようなことが聞こえたから、それだったら、ちょっと今回の平成19年度だけということとはちょっと違うかなと思ったから、ちょっとそこで確認をただけです。

本多委員長 福富委員。

福富委員 先ほど、少し課長が言われたけども、これ今の、2年生が3年生でこの4月に受けるわけですね。それで、今の3年生、その前の卒業していった子がね、今の県立、市立、犬山市の生徒ですね、中学3年生が高校へ入って、今まで3年間、少人数学級で教えてましたわね。それで、高校、私学と公立と行ってみえる比率ですけども、犬山市で言うなら犬山南高校ですね、それから、犬山高校ありますけど、その比率としては、犬山市の3年生、受験した生徒に対して、どこが一番よくというんですか、今の生徒そのもの、これ授業、相当市税を投入して教育改革やっておるんですけど、その成果は出ておりますか。

本多委員長 滝指導課長。

滝指導課長 例えば、愛知県というのは、まだ公立志向の強い県でございます、例えば、高等学校を受験する際にも、私立高校よりも公立高校を優先順位を高いところにつけて、公立高校がだめな場合に私立へ行こうというような状況がかなりまだ、他の都道府県と比べると強い地域でございますが、私も南部中学校に2年おりましたけれども、まず南部中学校で、私が赴任したときに、その年の3年生を卒業させた先生から言われたのが、公立高校へ8割入れたということをおっしゃったんです。ただ、私は個人的には、何も公立高校へたくさん入れることが中学校の務めではないと思っております。私立高校は私立高校なりに、それなりの教育理念、信念を持たれて教育をされてみえます。私も、3人子どもおりますが、国立、公立、私立とまちまちでございますが、どこがいいとか、悪いとか、そんなことは一切思っておりません。ただ、このあたりも、名古屋鉄道犬山線やら、小牧線が、地下鉄との相乗りができて、比較的名古屋へ行くのが便利になった状況でございます。私立というのは比較的名古屋市内に多くございますので、そんな傾向がだんだん私がおりました2年の間にも、少しずつ変わってきてまして、だんだん私立の推せんでもう最初に私立を決めてしまうという子どもたちがふえてきております。一般的に、犬山の子たちというのは、余り、そんなに遠く名古屋まで行こうとかいう気持ちを持ってる子どもたちは比較的少ないですね。近隣の、例えば江南高校、丹羽高校、あるいは犬山高校、犬山南高校へ公立であれば近隣のところから選んでいこうという傾向が比較的強いことを感じました。

ただ、名古屋というのは、そういったことで、電車で便利になりましたので、私立を第一希望にして、名古屋の方へ出ていく子どもたちの割合は、今3割から3割5分ぐらいふえてきております。ですから、これが少人数授業の成果かどうかというより、高校入試では私、決して語れないと思うんですよね。

例えば、私、一番思うのは、犬山市の成人式が、よくテレビで取り上げられることがあるんです。ちょうど成人を迎える子どもたちが自分たちで企画運営をする、その成人式の取材をされた様子を見ながら、本当に茶髪でピアスをつけたような子どもたちが、僕は犬山のことを好きだということで、自分たちの成人式に、もう本当に一生懸命取り組んでいる様子を見て、これが犬山の姿なのかなと、これが少人数学級の一つの姿のあらわれなのかなという

ことは感じておりますけれども、ただ、卒業して、中学校へ尋ねてくる子もおりますし、時々、今図書館の2階、教育委員会で卒業生を見ることもありますけれども、みんな堂々として、立派に、高等学校では活躍をしております。こういう姿を見るにつけ、これも犬山の教育の一つの成果であるというふうに私自身は思っております。

以上であります。

本多委員長 他にございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

本多委員長 質疑なしと認め、第18号議案に対する質疑は終わります。

続いて、第19号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

兼松市民課長。

兼松市民課長 (第19号議案説明)

本多委員長 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

ご発言を求めます。

東海委員。

東海委員 国民健康保険については、常に国民健康保険税が犬山市は高いという状況の中で、いかに国民健康保険税の軽減を図るかということが一つの大きな課題だろうというふうに思っておりますが、一つは今年度の繰越金の見通しと、それから一般会計の繰入金の考え方で、すけれども、私は国民健康保険税の軽減を図るためには一般会計からの繰り入れをふやすことが必要だろうというふうに思うわけですけれども、国民健康保険税が払えないという状況が年々進行しているやに思っておりますので、そういった負担軽減を図る意味での繰越金と繰入金の考えについて当局の考えをお尋ねしておきます。

本多委員長 兼松市民課長。

兼松市民課長 まず、繰越金の見込みでございますけれども、予算上、1億5,000円余りの繰り越しを見込んでおります。これも大変厳しいと思っておりますけれども、若干、それよりも、最終2億円近い額が見込めるんじゃないかと、今予想はしております。

それからあと、繰入金の件でございますけれども、これは法で規定された繰入金と、また福祉医療波及分、また県が積算した計数などを参考にして、そういうその他繰入金というものを決めておりますけれども、これは全庁的に、実施計画など予算の枠の中での繰入金額というのが一応考えとなっております。ですから、一般会計の繰り入れをどんどんするというような考えは持っておりません。

それで、特に、低所得者につきましてはの考え方ですけれども、当然、国民健康保険につきましては、住民相互による社会保険制度ということで、住民扶助というような形が制度上の大きな意味合いを持っております。ですから、低所得者につきましては、それなりに減免、軽減措置をして、きちっと制度的に税を押さえておるところでございますもんですから、そのようなところをきちっとお示して、税の中での考え方を示していければなということでもあります。

本多委員長 東海委員。

東海委員 繰越金のことについては、わかりましたけど、繰入金の考え方については、県下においても、各市町、まちまちで、そういう意味では、割合として、犬山市は繰り入れは少ない方になるわけですけども、例えば、いつも指摘しておりますように、歳入の欠損になる部分についての繰り入れの考え方もそうですし、やはりこれも市のそういった医療施策に対する考え方ですので、その繰り入れについて前進させていく必要があると思っておりますけども、他市の状況で、それでは、お隣の江南市なんかも、繰り入れの割合は高いやに聞いておりますけども、そういった近隣市町との関係で検討をするべき考えについてお聞かせください。

本多委員長 兼松市民課長。

兼松市民課長 この繰入金につきましては、議会でも答弁させていただいたと思っておりますけども、特別会計という意味合いからいっても、やはりそれなりに国民健康保険運営に係るものについては、その会計の中での処理というのが一般的な考え方だと思います。ですから、繰入金につきましても、先ほど申しましたように、その他繰入金という項目の一般会計からの繰入金といえども、やはりそれは最小限に抑え、その財政運営上、必要な経費については、やはり国とか県とか、市とか、また税の中で考えていかざるを得ないかなということで考えております。

本多委員長 東海委員。

東海委員 不納欠損になる部分についての一般会計の繰り入れを充てるというようなことについては、いかがでしょうか。

本多委員長 兼松市民課長。

兼松市民課長 一般的に、先ほども言いましたように、予算を立てる上では、会計処理上、不納欠損というのはやむを得ないことかということで、それを見越した形での予算編成が普通の考え方じゃないかと思っております。

本多委員長 小川民生部長。

小川民生部長 今、国民健康保険会計、一般会計からの繰り入れの問題が毎回出るわけですが、ご存じのように、犬山市の国民健康保険の医療費の占める一人当たりの医療費というのは愛知県下で一番なんです。ですから、やはり給付費を抑えるというのがもっと大事なことかなと思っております。したがって、健康づくりを進める中で、全体の総給付費が抑えられれば、当然、保険料も少なくなるということになりますので、積極的に健康推進課と協力し合って、少しでも、抑えるんじゃないかと、必要なものは出すわけなんですけど、むだな医療費を抑えるという方が先ではないかなと思っておりますので、ご理解をお願いしたいなと思っております。

本多委員長 東海委員。

東海委員 ぜひ国民健康保険税の負担軽減を図ることで、進めていただきたいということを目指しておきます。

本多委員長 東海委員に申し上げます。指摘というのは、議案質疑ですから、なるべく指摘は省いていただいて、向こうへ聞くような答弁にしてほしいと思っております。

他にございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

本多委員長 質疑なしと認め、第19号議案に対する質疑は終わります。

続いて、第22号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

滝指導課長。

滝指導課長（第22号議案説明）

本多委員長 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

本多委員長 質疑なしと認め、第22号議案に対する質疑は終わります。

続いて、第23号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

滝指導課長。

滝指導課長（第23号議案説明）

本多委員長 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

ご発言を求めます。

+

〔「なし」の声起こる〕

本多委員長 質疑なしと認め、第23号議案に対する質疑は終わります。

続いて、第25号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

兼松市民課長。

兼松市民課長（第25号議案説明）

本多委員長 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

本多委員長 質疑なしと認め、第25号議案に対する質疑は終わります。

続いて、第27号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

紀藤図書館長。

紀藤図書館長（第27号議案説明）

本多委員長 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

+

本多委員長 質疑なしと認め、第27号議案に対する質疑は終わります。

続いて、第29号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

伊藤長寿社会課長。

伊藤長寿社会課長（第29号議案説明）

本多委員長 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

本多委員長 質疑なしと認め、第29号議案に対する質疑は終わります。

続いて、第31号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

加納福祉課長。

加納福祉課長（第31号議案歳入説明）

本多委員長 安藤こども未来課長。

安藤こども未来課長（第31号議案歳入説明）

本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長（第31号議案歳入説明）

本多委員長 伊藤長寿社会課長。

伊藤長寿社会課長（第31号議案歳入説明）

本多委員長 滝指導課長。

滝指導課長（第31号議案歳入説明）

本多委員長 山田文化財課長。

山田文化財課長（第31号議案歳入説明）

本多委員長 兼松市民課長。

兼松市民課長（第31号議案歳入説明）

本多委員長 鈴木健康推進課長。

鈴木健康推進課長（第31号議案歳入説明）

本多委員長 加納福祉課長。

加納福祉課長（第31号議案歳出説明）

本多委員長 伊藤長寿社会課長。

伊藤長寿社会課長（第31号議案歳出説明）

本多委員長 安藤こども未来課長。

安藤こども未来課長（第31号議案歳出説明）

本多委員長 鈴木健康推進課長。

鈴木健康推進課長（第31号議案歳出説明）

本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長（第31号議案歳出説明）

+

本多委員長 滝指導課長。
 滝指導課長 (第31号議案歳出説明)
 本多委員長 紀藤図書館長。
 紀藤図書館長 (第31号議案歳出説明)
 本多委員長 山田文化財課長。
 山田文化財課長 (第31号議案歳出説明)
 本多委員長 安藤こども未来課長。
 安藤こども未来課長 (繰越明許説明)
 本多委員長 説明は終わりました。
 暫時休憩いたします。

午後2時58分 休憩

再 開

午後3時10分 開議

本多委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

続いて質疑を行います。

ご発言を求めます。

福富委員。

福富委員 19ページの福社会館運営費で、陥没復旧工事請負費25万6,000円ですけど、これ下水道工事やってということですが、どういうことで陥没したのか、ちょっとお聞きします。

本多委員長 加納福祉課長。

加納福祉課長 実は、福社会館の前のところで、電柱の地中化の工事をやっております。その工事をしていた業者が、たまたま福社会館の東側の香楽の出口の付近にマンホールが一つあったんですけど、そのマンホールの中を確認したところを、その下が陥没して、空洞化しておったわけです。それは駐車場ではないんで、ちょうど福社会館の壁面のところに、人が1人ぐらい歩けるところがあるんですけども、その下のところが陥没してるのがわかりまして、恐らく、以前その中に井戸があったようで、そのところへ土が流れ込んで空洞化してました。表面は、一応鉄筋がやってありますので、人が歩いても落ちるようなことはないんですが、その部分に土を埋めて舗装し直すということをやりたいということで、上げさせていただきました。

本多委員長 福富委員。

福富委員 地中化工事のために陥没したわけではなしに、自然に陥没ということか。

本多委員長 加納福祉課長。

加納福祉課長 はい、そういうわけではなくて、たまたまそれで発見はしましたが、今までの長い年月の間にそういう空洞ができておったということでございます。

本多委員長 他に質疑ございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

本多委員長 質疑なしと認め、第31号議案に対する質疑は終わります。

続いて、第34号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

兼松市民課長。

兼松市民課長（第34号議案説明）

本多委員長 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

本多委員長 質疑なしと認め、第34号議案に対する質疑は終わります。

続いて、第37号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

伊藤長寿社会課長。

伊藤長寿社会課長（第37号議案説明）

本多委員長 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

本多委員長 質疑なしと認め、第37号議案に対する質疑は終わります。

続いて、諮問第1号を議題といたします。

当局の説明を求めます。

兼松市民課長。

兼松市民課長（諮問第1号説明）

本多委員長 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

本多委員長 質疑なしと認め、諮問第1号に対する質疑は終わります。

これをもって全議案に対する質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」の声起こる〕

本多委員長 討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長 異議なしと認め、討論を省略いたします。

続いて、採決を行います。

最初に、第11号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを決することにご異議ございませんか。

+

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長 異議なしと認めます。

よって、第11号議案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、第12号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長 異議なしと認めます。

よって、第12号議案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第16号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長 異議なしと認めます。

よって、第16号議案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第18号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

本多委員長 挙手多数。

よって、第18号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第19号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

本多委員長 挙手多数。

よって、第19号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第22号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長 異議なしと認めます。

よって、第22号議案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第23号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長 異議なしと認めます。

よって、第23号議案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第25号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長 異議なしと認めます。

よって、第25号議案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第27号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長 異議なしと認めます。

よって、第27号議案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第29号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長 異議なしと認めます。

よって、第29号議案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第31号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長 異議なしと認めます。

よって、第31号議案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第34号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長 異議なしと認めます。

よって、第34号議案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第37号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長 異議なしと認めます。

よって、第37号議案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、諮問第1号を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを適任とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は、原案のとおり適任とすることに決しました。

以上で本委員会に付託されました議案はすべて議了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後3時25分 休憩

再 開

午後3時27分 開議

本多委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

継続審議となっております請願4件があります。請願第7号 市町村独自の私学助成の拡充を求める請願書、そして請願第8号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書、それから請願第9号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書、請願第11号 子育て支援施策の堅持・拡充を求める請願書、以上4件をどのように取り計らったらよろしゅうございますか、ご発言を求めます。

東海委員。

東海委員 後がないことですし、この際ですから、採決することにしていただきたいと思います。

本多委員長 東海委員から、後がないということは、4月までということですか。

東海委員 年度的に。

本多委員長 東海委員より採決を求められましたが、皆さんいかがでございましょうか。

堀江委員。

堀江委員 東海委員さんの言い分もわかりますが、今までのそういう経緯も、そんな慌てて、確かに年度ということもございますが、慌てて決めなくても、そのまま継続というやり方も一つの選択肢じゃないかなと思いますが。

本多委員長 暫時休憩いたします。

午後3時30分 休憩

再 開

午後3時30分 開議

本多委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

堀江委員。

堀江委員 継続で、我々もわかることなんです、継続でお願いしたいと思います。

本多委員長 その他、ございませんか。

住野委員。

住野委員 私も継続審査に賛成します。

本多委員長 福富委員。

福富委員 私も継続です。

本多委員長 おのずから挙手を求めてもわかっておりますが、今、2種類のことが出ておりました。3人が継続審査に付すると、そして東海委員の方から採決をとということになりましたが、3対1という案が出ましたが、それを決定してよろしゅうございますでしょうか。

東海委員。

東海委員 これ、採決を求められた採決すべきじゃないかなというふうに思いますが。

そういう意味では、責任ある委員会の態度をとるべきだというふうに私思います。もうこれで、継続したところで、自然廃案になるわけですから、請願に対してそんな無責任な態度

をとるべきではないというふうに私は思いますので、絶対に採決すべきということを主張しておきますけども、継続なんていうのは、無責任きわまりないというふうに思います。

本多委員長 堀江委員。

堀江委員 いろいろ言い方は、言葉はありますが、それも審査方法の一つの方法としてありますから、私がさっき言ったことは、変えるつもりはございます。

本多委員長 他にございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

本多委員長 お聞きのとおり、意見も変わらないようなことではございますが、これを決定してよろしゅうございますか。

本多委員長 東海委員。

東海委員 そういう意味では、継続になぜするのかということ、どちらの方からか理由を述べていただければありがたいんですが。

本多委員長 堀江委員。

堀江委員 もちろん、こういう継続という方法があるということも一つですが、やはり少なくとも、出してこられて、出してみえるもとがあるわけですから、そういうことに関しても、賛成しがたい部分もありますから、だけど、内容的には少なくとも僕は理解できる内容もありますからね、ですからそこで非常に、そういう部分を勘案して、請願者の声をここで否決するわけにもいきませんので、いい面も、僕も理解できる部分もありますので、内容的には、ですから、そういう部分を考慮して、そういう方法をとらせていただきたいと、そういうふうで、東海委員にご理解をいただきたいと思います。

本多委員長 ただいま、お聞きのとおり、東海委員から理由の説明を述べてほしいということで、堀江委員から説明がございました。継続審議ということで、3人が述べられたことでございますが、ご理解できましたか。

では、この4件につきましては、継続審議ということで決定をさせていただきますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長 さよう決しました。

続いて、本委員会に送付されております陳情を議題といたします。

陳情第2号 「リハビリテーションの日数制限撤廃を求める意見書」の提出に関する陳情書を議題といたします。どのように取り計らいますか、ご意見を伺いたいと思います。

堀江委員。

堀江委員 そういう状況というのは、考慮しないかと思いますが、我々の方も重きに受けとめるべきではないかと思うんですが。

本多委員長 他にございませんか。

東海委員。

東海委員 診療報酬改正という問題について、やはりこれは国に対してやっぱり制度改善を図るように求めていくべきだというふうに思いますので、陳情ではありますが、採決して、国に対してやっぱり意見書を上げていく方がよかろうかと思います。

+

本多委員長 他にございませんか。

住野委員。

住野委員 私はこの内容について、まだ熟知しておりませんので、聴きおくということをお願いしたいと思います。

本多委員長 福富委員。

福富委員 私も聴きおくことでお願いしたい。

本多委員長 堀江委員。

堀江委員 私も、初め言いましたのは、重きに置いて聴きおくという意味でありますので。

本多委員長 これも東海委員は受けとめてあげるというご意見が出まして、あと3人が聴きおくということでご意見が出ておりますが、これも多数、聴きおくの多数になっておりますが、これでよろしゅうございますか。納得していただけますか。

東海委員 はい。

本多委員長 では、聴きおくということにいたします。

以上で本委員会に付託されました案件はすべて議了いたしました。

あとは、この議会在終了後、大変なまた審判のときが待っております。健康に十分留意していただきまして、再度、この席に戻ってくるようにご期待して、本日の委員会は終了し、次は14日、1時、ということで、よろしくお願いたします。

本日はありがとうございました。これで委員会を閉じさせていただきます。

午後3時39分 閉会

+

+

本委員会の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

民生文教委員長

+

本委員会に付託（送付）された事件及び審議結果

議案番号	件名	付託(送付)年月日	審議結果	審査年月日
第11号議案	犬山市心身障害児通園通学費支給条例等の一部改正について	平19.3.8	原案可決 (全員一致)	平19.3.9
第12号議案	犬山市保育の実施に係る保育料及び利用料の徴収に関する条例の一部改正について	"	原案可決 (全員一致)	"
第16号議案	丹葉地方教育事務協議会規約の変更について	"	原案可決 (全員一致)	"
第18号議案	平成19年度犬山市一般会計予算	"	原案可決 (賛成多数)	"
第19号議案	平成19年度犬山市国民健康保険特別会計予算	"	原案可決 (賛成多数)	"
第22号議案	平成19年度犬山市岡部育英事業特別会計予算	"	原案可決 (全員一致)	"
第23号議案	平成19年度犬山市相馬育英事業特別会計予算	"	原案可決 (全員一致)	"
第25号議案	平成19年度犬山市老人保健特別会計予算	"	原案可決 (全員一致)	"
第27号議案	平成19年度犬山市教育振興事業特別会計予算	"	原案可決 (全員一致)	"
第29号議案	平成19年度犬山市介護保険特別会計予算	"	原案可決 (全員一致)	"
第31号議案	平成18年度犬山市一般会計補正予算(第5号)	"	原案可決 (全員一致)	"
第34号議案	平成18年度犬山市老人保健特別会計補正予算(第1号)	"	原案可決 (全員一致)	"
第37号議案	平成18年度犬山市介護保険特別会計補正予算(第3号)	"	原案可決 (全員一致)	"
諮問第1号	人権擁護委員の推せんについて	"	適任 (全員一致)	"
請願第7号	市町村独自の私学助成の拡充を求める請願書	平18.9.13	継続審査	"
請願第8号	愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書	"	継続審査	"

+

+

議案番号	件名	付託(送付)年月日	審議結果	審査年月日
請願第9号	国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書	平 18. 9 .13	継続審査	平19. 3 . 9
請願第11号	子育て支援施策の堅持・拡充を求める請願書	平 18.11.30	継続審査	〃
陳情第2号	「リハビリテーションの日数制限撤廃を求める意見書」の提出に関する陳情書	平 19. 3 . 8	聴きおく	〃

+

+

+